関ヶ原軍記大全　九七　九八

リ5
9727
4

関ヶ原軍記大全巻之廿七九八

関東軍記大全巻之二十七

一 内府公大津御出陣 秀忠公御対面
并ニ 石田三成落人之事

一 石田三成同人三井寺ニ而御尋ニ
秀家漂泊迯及薩州之事

門り5
號9727
巻4

関ヶ原軍記大全巻の九七

内府公大津御出陣　秀忠公小諸着
并ニ石田三成落人の事

中納言殿上田之城責并寄手不覚之事
之時浩別に而段々伺而上洛成就之事
附上田の城を取りかれひき上洛なり
家康公大津御着御陣　被為入
并に秀忠卿追々討之事を待あるに
内府公御思召深く有之　秀忠石田

作ア小猫ハ十あまりし打ふ入て江州江戸ふ出
公人合ふ出て家臣衛く二人升組り
翌年ふ出く三人の臣誘合と云ふ大坂へ
出奔して只独身ふて大坂へ志のび入らんとふ
かく志のびて浪々と流石の名族落人と
なりて前後迷忘あり

呂書曰猛虎深山ふ有る時ハ百獣を
のおそる檻井の中ふ有時ハ尾を振て
食をもとむ実ふやかくのごとく人臣

平生ふ如斯なり時の花今日の
蕾とはなりしとも実なきが有ぬし
なき世の中なり凡人臣ハ世ふ出まて
難儀困窮の時そ誰人にても実る
只今落ぶれ時なりてハ人の丈まで
志れかとし猛き軍勢も大将も人
の上まで取りかりべからず身は其の上
ふと又おも能し虎ハ猛獣ふしくて
深山ふ住其時ハ百獣皆恐る

其形の飾りを見ても根ハあさましく
迷ふ者多き迷へハ人にすてゝも恥るゝ迷ひ
手助ハ草木なるゆへに根を継居も
提く桜井小笹ハ是ハ桜笹を植置
定を捕く笹にふして根を襲継を
八重に生るハ竹まて桜笹を切出ぶ
あしく竹の垣を桜笹しとハ小虎を
稚植ふして沢山といへとも此竹ハ
垣を結ふとものなくせするへ其中に有り

是然桜井といふ流石丸虎も名安
居く並ひてありなから下僕の
立ちまとも若衆に餅を調ひ申と
頼んて手紙を持く人に渡す合
を承むと申す實にや浮世まて百歳の
恐あても時として八幡より人よりも年を
世よりの時そ主人の手前を文所方
小でも分限ふして手前勝ハ大て自由
こ時ハ必定盛を迷ひ根ハ自分の利慾より

以とも世ニ落ぶる時ハ人ニ手をつき
膝をかゞめ頭をさげ追従いふいかなる
人も人のむさぼりのあり事へ福者もて
け多分ニ食欲ニだきの人なき時ハおる
追従渡世も入ちをも口岩の人
なり又福者も家のあるなり人柔
貧者福者ニ追從して物をいひたまふ
気ハ追従を福者ハ我か家れ
内のごとく思ふハ皆いなんの遠い

そや面く名れるす論あるかたりべき
折く人今日ハ下凡ありく人ニ胡あく
よきも悪家も家鶏歩張を論とも
だきや　魂ハ世世の時ハにあのもの
石田氏も流れの気あそも志は時も
二唐太なりといへども今日の我にお負
人も我まゝい我落人と云ふてとも人々
一家しとせら月仕和山の鳩り
坊り大坂に入てく周あまこうなんとのかこ

只かゝりて虎も切りに落しけることく事
古今未世の時に伏人取れかどもさまで
もなかりけり其人万緒猫のなかく盛隆
強きなれ自分利発すとも弱く長者
繁栄なり然も正月との事ありて自
憎かりしに今此時になりては算にて
困窮に及ぶ浪人を舊主備中
古人自主人此時例に組合せまるや
其外の家士左ハ庭置の者天下之光

万事ニ敵之利発にまかすの色折れ
今落人となりて枝葉も地もなくこう
浪々へく只穂のわきとなりて浪高な
と生捕となりしハ世継絡のことく
引切根然といふものなり
新く来る公ハ上田殿の銭を安房守が
流れて古玉せあられ其されとも主膳か公組り
押詰もなきすみ増思恵にして弾正弼
わしく先つ志まく左近某として三左衛門

又此中の役ミなりとて太筆道ニ連り
陳ぜし事悪き様に取繕ひ不申候へ共　又其
推量なりし、常に毒手なりとも、同康(?)
より上使として九月十日　仰付ありて
大久保市十郎山本鉄太郎両人仕候て中止
ありしにて其儀に及び書く御様書く候故に合議
追て御免之上にて其他ハ出来概ふて御座候
申候ハ此御役此急き二の丸ゟ見て
おるん所りとの此役なり　呈書の評定なりと

いへとも意趣のわけなく　同康ニも上意請止
めらて手上置き候合議ニ逃れ出まして其儀に及ひ
なりと此陳願何りて此筋二の丸ゟ見まさと
なる陳状と法式の評定には合議
引取り候へハ去ル間又事ニ及び候へ共それハ二の丸ゟ
御用ニ而遊ばされ候処　陳と除名候は
元来御用なき逢ハ其他の事御用達の為ニ而
勝手次第に伺候して太筆まても古く
なるまて返日其際二の丸なき逢ハ上田御伺

丟出して山本伝ひ康信懸鐵に此越二の手を（二九 テセロウオキ コエ）
此得定く波意と一番槍の近りに及ぶ又上路
に上田衛門を見れハ武路里舘のちかひ
波意危くの危合を合戦のうちに合ひ
助けす二王并幸ふしして此対面なりけり既に桃原
康政ヤハ吉田文字方を見て遣老に付て
ひ恐上田衛門を也見れて是れハ二合路め
おくえ無に和かて波意前後六七度に及んで合戦
信のうたに　内膳は此合戦に不足なく

幸保に来東ハ上田衛門を押し留り一帯に
第一吉田文字討ておとし留めたる此ほどの一戦
信り是非のあるまじ旗も働きまでも思ひ是へ
引離しへしと急き只其人上田衛門へ押し
行く寛らせや康政の武略ハ名将に越へて
おもんぱかり亦吉田文字も行儀よく備へ戦
ひ居きとも桃原にも吉田おもんぱかり保ち家の者
基本に居かけ味方ハ出つこる　おもひけれ
利なかりして　敵行のうちよりつくく康政を

居をたまハり終に関ヶ原の合戦に遅参之節
御後　秀忠公ハ御出生し田上田合戦に
御物頭ハ御旗本にて御先手御普請
吉田又子の拝へ御ゆるしとして沼田の城に立(?)回
伊豆守真田信幸ハ御旗本に蟄居[illegible]
組又弥五郎同様に[illegible]
拝へ二つ[illegible]の御[illegible]なり
被[illegible]　同月(?)廿日(?)ハ依(?)和山の籠城[illegible]へ
て十月(?)此度平田(?)山[illegible]御宿[illegible]五十の[illegible]

立之此節江戸出に御上洛二条にて御[illegible]
御當代御中にも御父子[illegible]家康公上意[illegible]
翻ある人ゑにりよなき附ハ[illegible]悲なり
[illegible]くハ信幸父子の[illegible]今に御[illegible]
世上の人口にまかせ[illegible]今関ヶ原の逆織
破りしといへとも大坂陣同前にて先例[illegible]
此大軍をもて上石田小西が籠[illegible]なし[illegible]
いまこそ[illegible]の安否[illegible]関東[illegible]逆織の
ちま[illegible]して[illegible]御[illegible]を悉く[illegible]

平均の上安堵して入洛あるべきなり道
洛中北発向じ如何ありとて三井寺より
取まとむ所存にて大津へは唐崎へ中納言殿
ニ而陣所二の備へ諸大名瀬田松本膳所
望月ゑ不陣あるべし　又先手の諸大名を
打越坂本山科十禅寺迄て取張(き)
其の取組あり先一の先陣は福島正則
嵯峨二陣は池田輝政細川忠興黒田
田長政三陣は堀尾忠氏浅野幸長蜂須賀

至頭は旗本陣は本多忠勝　井伊直政
直政後陣は松平忠吉後陣は松平
忠吉一日取結より諸大名本陣
上り大津路田口栗津松山小坂本の勢
にて陣を取り取上洛の前陣の後は
本多忠政忠利大津に本多忠
弥く三井寺より取結立て
其色これまでにて止めし
中納言殿には越後七日より取進り立まつり

清左衛門ハとく〳〵御使番にて今般ハ於るき
てすゝ京都中静ニ上洛ニ而候 依之将
難渋ニ及候事第一 秀忠公御
出生[illegible]かりく 慶長年中ハ御領ニ被成御縁
相続ニて大久保ハ御先祖より本多作左衛門
御供ニて甲斐ニ三郎事ハ 御義
ニ被遣候ハ 内匠 左様
合戦ニ筋ニ付候ニ一のとし致ハ中納言ニハ 上意ニ付候
かねしてゝ出来候と 御屋敷ニ付 上田まて

吉田文子ハ世を姫路御内々御預り 内匠 左様
上意ニ付ハ此方ニ立 九月十日ニ 大坂表へ立 大
久保弥十郎 山本新五郎 右人ハ 御乗物
新五郎其外 秀忠公御前ニて 御免なし
仕ニ本多佐渡守 中ニハ 右人の御使番屋
まて急き御ニ召れ 右人ハ出来ぬ候ハ 相成
清右衛門を遣し 御預なしと申上ル
上意ニ付ハ 私も上京し 合戦の事ハ 敵 若石 内匠 左様
とりしけれとも かゝる事ハ 可かしして 我

一此旅ニて是迄之事共書置き志ら之
今年迄ニ及んで其節と　中納言様と
其御姉之生之御事ニ而　但し小姫様と
なく御様悪事ヲ語ル事ニ候　告白
奥忠兵衛　田原左右衛門　御常召と
出之ニ押込して御免無之ニ付殊ニ無し
其身共給ひ御上之ニ而申ニ付　萬事
御歸りなく
田原左右衛門ハ大久保山城守殿ニ御
一大事此上ハ御仕置ニ被仰付候ニも御

其節御政道なり志ら九御出入九日ニ来
御国之も其御擬持候故此下平居秘様ニ立入
ともに御免ニ可　奥忠兵衛　御仕置申付候
入ニ可申ニ在年々作法ニ而合まて
御父子様ニ御取計ひ可為ニ及ぶ事なく
御様之事ニ付候様ニ　誠ニ右日之儀ハ
十五日罷出之北錢ニ而打申付日限相切
ニ付右申ともハ御承知して御從ひ申候ニて
御理年之御事　依テ其御無　其地御願

只ニ謀ヲ巡リテ偽リ給ニ笠置ナル要害ノ地ト
シテ和州芳野ノ小笠山ヲ隔テヽ一ツノ山アリ
赤坂嶮シク夜モ寺ヤ成シ刻ニ及ビ集ルヲ
大和紀伊ノ民家子文人ヲ求メントテ京ノ旗
人ノ方トアツテ正道ノ地ニ依リタラバ其ヲ
大塔ノ宮ニ供ヒ得ニ及テ合戦ヲ求メテ渡
春日ノ謀信シテ楠兵衛ヲ頼ミし正成今忽ニ
様ヲ呉ひ百姓ニ合戦ヲ求メ候トアリし
軍陣ニ出テ桜井ニ入リ泉ノ合戦ヲ遂ケントセリ

云ト謝シ合戦ニ付テ正成本陣ニ立帰リテ
三人ノ者ニ云ハヽ我足ニ子細有一下先ツ其由ヲ
落行浅津ヲ引ンデ運ヲ開キレハ又紀和山
城ニ赴リ大坂ノ城ニ入テ相待チ御供ンノ
急角落人ヘハナリテハ大将ハ思シカヽ
ベシ汝ホトノ者ハ草葉ニ隠レテ忍ビ
居ヲトセ而シハ行方ヘシ志ノ逃ヘキナリト申
伝シ分リ残党ニ家中ハ大将ノ生死ニ
生ナレテ宮様ノ財宝ニ延テ百ハ命ヲ恥

多し此善人遁世の後深山にすみし谷よ
谷ふかん制ざる時は飛ふて飛の是を御覧人
とあらざりや其の名保庵に出家仕居
中山の年月の間佛事なり波法師
健なる者に以来大方ハ三熟可申なり
此方へ房の人と中将ニ成是を申しいや
よよ海ホを右に従して志のぶるの三十
遠き花しと以西へ三人なまく是懸及
小作此上ハとて西へ給しふありて三人参

又とりして武勇比者と呼まいり北条
井の辺ふ志だく使臣して多の物言風
咲すと人を勧して所にも定文海石
雇きつ家となし頭く三歳を預り付く
ちかきにより我の佐分は[illegible]書ふ志ける吉
祥院といふ寺へたのまりニ元服ニ成年の世
わりし時人入ふありしかざる人なりといひとも
今此者はなとの智附是番の縁ハと工夫まん
然も村中に此頃有りて当所居留ハ後との

有とかりける秘蔵の本尊の人まもや従難なる
なり返もしけれとも出ざりけり是非に及ばず
ことに人々寺を出る時一日の鉢を悲み謝しかしと
禮拝をとげ此寺に結をなし夜に入て三歳の童子を
出まして立出給ひしに君ならび在京に及びて
腹中を出させ人ならぬ事に乃若童子に一夜と
送りし佐和山の蓮臨の櫓り王を産せし三
成以よく色を浮し今にいたるや佐和山へも
こゝにおはしまし大坂城へ入らせし事に

従ふ者が寺の内に志あつく進め申ける事に亮
意ん の京へ行り残君寺の時より手習学び
志くる師の寺に三宝院といふちかひし人
へ十九才の二度出家をいたし業因して因果をうく
見ん事は只老人へ申されしに三歳ほどのことを形見
添奉る子中に本田家へ出家して留まり参らせし
師寺の従者をまつり何をを所為とし引寄せんや
三井の寺を田中ぞ新しく修造し人々さうしの
後人とて大塔まで建り此寺の住僧を

三成か御返答に本多ハ孝言とすべき
なり勇へしとて先祖は猪今程ハ井の
口とまかりし此所ニ居おりし実ニ此者補
あらべし痛くおもひとりて三成申すく
此事を遊ばさんと此事を立おく古孝村の
者合なる某屋の内ニ弟をとめ深く
遠慮ニ居あり隠居ニ此方地にたより
痛ハしとや思ひ給ひ又是まで書や左
其まゝ居おりて咎ある者となし此一五日ハ

飢ニ及はずて田の畔ニ控へ百姓ども也して
恐れぶ踏ち候へ帰りもいたし候ハ三成は百姓を
小しん返事ニて只一筋ニ本多ハ一代此
難儀を憐まんとめて聞ゆる家ニ
是を申て者に三成を見かけり此者ハ
前ニ力ニ三成へ申しこれをと云ふにて男かり
今此者に本多に痛ハしくおもひいふ支配ハ
石田殿ならん諸ニきまりて人ハ本多なり
此者に八本多を迄色あふ嘆く花としめ

神変を悟り盗をなしぬ此者ハ身を隠し盗人
とて早速く数議し女房子ともなく
隠して二階に仰付稲の俵むしろのこゝの
中に入て体をかくし給て食を運ぶ女房
家内のかへ富士に務しれハ縦しのみをかへり
なり然して大坂へ入ると云ハ油店なしに出て
ともなる者のみえし女房総に三歳の子を成
殺せり

京田三歳因人三井寺西湖并二秀家

源伊近宦大名の事
引く京戸わ猶ハ古摂村の里正右衛門妻女ハ
方に源く思ふ男子又五兵衛是を案じ
加子を是非に出し田中吉兵衛に預ケ
殺人へ参りけ来りて石田を召捕大津二おゐて
すりに是を挿ん者は其也へ
内府公石田小袖并菓子を被下三歳大子
宇喜多又三歳年男なりし人とし残し
ちへ手打政対面して利害を

流石田門流にて書は林樹以後刑罷
そこらの家は宗に来り伝流中納言兼命の流
持明院　内府に清絃立あり名筆なる
かの書の流を深く威んし　たるひて増
加えたりて清風なり
其書は曰白竜楠を離れて深ま
綱に入法名を定めて螺蝶に及
ける殊古流を今　法耳の座速光残
六下相同し　石田落田なりとて八園に

にして弓矢の戈名に国に来り中ると
浮田秀家は宝父直家に八才にして
別れ父直家は元より大名へ私の
強止難く子なかりして初め伝流一刀を
一家にあり太公より花の道を
合し王下の池邑に登りて今或百の
太守を立年しして元家室の京へ相続せしは
ことへ白竜楠に加し　世に記録
劔大事徹を蒐しなりなり紀まで

鬱蒙気ゝに加はりて貝ゟ泉の一銭升
紙に巳後ハ芸人となりて石田蔵気
桃李となりて浅見安倫まて古風の
変り如漢の章をとらけ末代よ名をけ
ぐとも雅ならし是ゟ又白露も梢を離
連く趣ハ是を其へ滄父の網よ入鯨鯢
大魚にして大海まてハ自由を保ち
いへとも牛跡に上る時ハ流石に大魚
此次安も螻蟻の群ハ集りて其亡

吸ひ合とこともなまき　やすなし於
是ゟ為り身を極さる所に如くのことし
丞蔭あれハ何とて少年ゝ力に及ぶ
居ことや年少く人まても何とて是
折りても蔵能達者なる者まても蔵ぶ
るそは如何所へまても福者まても
貧に成りなりそるは勢ひ任よ行き
人の郷りの山姫一人の品入古今
安住して古今の是りに加へて此

評判能説の人ハすてても時宜をかんかへ
時を得ハ然るへき所にて面〻若き者
としてハ必人を笑りなる身にも
只自分の事を言へきるなりと思ひを
先に時ハ甚なる人も門しまるなり
昨日を親家友も無に好り亡く者
まハ左而ぬにも道もなき事なし遠く
能き人と談合をして貪とあり談合能
と物語なる相なるものなり遠ハ

古今に
歌をこしらへ読み稽古をもなさんに
たゝ先達の見へ給へるをも見
詠様しもなり而して句よ詠様
思ふ所をきすなり梅花田淳多ハ詠み
あとなり果脱ことをしいへとも笑ふ
磨前に作古今若人と広く言ためし
多く若人とすりまゐらせても不達
程の人ハ先合職も白きをよしなり

ころは深く思のくさ□つまこしの女房
夫にそふハ□□嬉き旅人より首縊と
せざりつ能なりしと
石田治部少輔者古郷村し早速に帰る夫へ
ありし深く思のまゝ女房夫へ云ハしましき旅人
を隠して関東の刑に科らひ切ふ石田中に在
旅人捜しの古郷なりけれハ捜し出してさる
ぶ隠きつるり夫つまに酒色思ひて右若まハ黄
金百枚ありとや承知して安楽に一生を

送らんとて立下夫呼てむねたとこのまゝ
志かれた余りに痛ハしきれ石田も立出ん
く何も一も語り見え悪しと思いて立めの
ありけるハ日村に居るありし男女居りけるハ女房
より因こそて知らず事に語りて又居りけるま
聞きまいらせて石田御隠し置とやらん
当村て下の郡数なり又大悪人なり居
遠なるん御使ありてよの見べきなりと述て
中在古佐左衛門足へきまなし今ハ中に隠し

定べき事なれバ後にて悪事浮説あり
三歳二月に至りて世上に出時に至りてハ家
名の儀も相立て八道も道に限なき事なれバ
今ハまつ名ハ切して下村の者とん不謝礼
のみ有事なし 家督に付ても少しの不足
無之時ハ未来の吉凶 刑罰もあるべき事
服薬等して家督相続人を願ふ 浮んハ後
世の儀なり 然し御人々にも知られよと
いふて支配に申立てしより ひとし一家も

御人と之又石田しか是ハ屋敷ハ後世
其弟も家をせんと申立て村中に若
者石田に家督を相続して御へ申す田中
多分繁栄人をめんと草の根を分け
其なる上ハ家まつ田中徳右衛門
二代名も人もる人を添へて沢田庄兵
衛を支配として古家村に立て家督を立
し 先ハ此度に家ハ小田東兵衛か
ふりに家督しが少しも路旅人の者

御前迄通り候ニ付委細ニ右者を
いたしく甚しく田中殿ゟ見舞として
石田三成ゟ御通りなしとて守四里別而御悦し
て竹篭壊ニ下され候ありし候右衛門預候く
薬ニの雑司ニ書く人足寺方を添く石摘
らつり所く大津より引渡なり大切ニ囚人
なりとて吉政ゟ申付候して
在中右　田中兵部云大事の時ニ　田兵部云く　読
右衛門を生捕りて一家一所連行

御仕合なり吉政付中へ黄金二百両を
拝領なり石田三成ハ田中吉政小部付の守
別儀を以く入来あり也候後更勤
同友ら被下田中吉政二人を出雲とせして
相尋る　田兵部云治部ハ何引出して對
面之(き)なり御存知ゟ急を入て申之事
なり又其所者を存ずるハ旨しく山中
小屋ニ居して下部ハ何役なく存知不人
若黨被追様に見候事無しなしとて上病気

ふして二度學力を深く尽さすに合たり
餓死やこの仕合んおもんはかりなし誠く
中々上申けり　內府公は小袖を出して
子となれ候など頼みなふして許されけり以後は
田中吉政捕へ來る事あるや石田見て　上様の
御小袖をこれあり難有と思ひて以へ　又世嘉子にし
於てをとて處せり一歳日は八目をこほし
着てりしか此者は古服をきんと着て　上様とハ
誰とすと存けるに　內府公あらさるにて　そのとき

頼りけしる候や　上様とハ秀頼公を申し
中候はん主　上様の御ことを思ひはへふとも此度
の一乱も起しぬ　又虎難なれハ今となりても
不足と見ぬらしせす　又目も覚まし展なり
御くせにて中上らるれハ　內府公御しけ
石田冶部は打ちすゝむかひしもとぎ
出殺して小袖を三成へさせ今まて
茶も進させて刑場の話を待せは
上意なりし此度は斬中々は石田を

大経師意春(?)なり 御所(?)より小袖をのみ江葉(?)
子を迎下立寄(?)ところ 奇(?)らうなれと画(?)
中上ル町に　同居(?)の持絵(?)院し 若者をし
誂よしせよ 幸(?)勘(?)の事を申ものに石田御(?)葉に
家康の御厚なり 大経師御代より 時々出(?)
彼是と幸(?)同[illegible]ハ 家(?)持(?)に[illegible]たいまた(?)
夜(?)教(?)ん去家ハ離(?)よ加(?)是家(?)庭に 彼ハ応士(?)
なすり 勝りに悔の自(?)かくを 利達(?)ま(?)て(?)
あわそハ云りに又 隠す(?)へきなり 書(?)をたまふ人

こそあかしなれと 此町(?)なり 彼御公(?)業に商(?)の
おとく 御曹(?)へなれハ 石田を笑ふ(?)事(?)ハ 此(?)公(?)に
なり那(?)く 牧谷(?)大経師ハ 石田か様(?)の筋(?)の者
て田舎をけ(?)なして 急き(?)江戸居を寄(?)より
おしはしも 彼人ハ大経師にして 那(?)をみ(?)らハ人にし
何とも僕のことくなり へきやと介(?)へ おし(?)に 在家(?)を
深(?)くへ 大政(?)對(?)在(?) 此年(?)ハ 石田氏(?)ならを
来(?)る由(?)家ならん(?)へ 此(?)[illegible] 後葉(?)の御仕(?)るとこ
中将(?)に二條(?)[illegible] 八十(?)[illegible] 業ハ公用(?)なりと

昔ハ出頭衆かく出頭衆ハなきものなりし
秘人ハ宗頼のおしなみを我等ねる上
光悦ハ堀ニ而して能も古今の冥加占
茶を用ひ候様して刑を請るもの一兵ハの
法寺り又小袖を召候ハ是人の衣様
花様こそ候得ある所とて下僕のこと為る
尾きや甘菓子ハ主人へ円扇飯鉢ニ引除
迄あり小の志しなりいろよれハ法領度を
割年ふあらし以や中ニ有て右田殿兵

こ毛義よ以りて蕪味噌も結むりいりし雑あこ
支なるんの茶と路へ豆腐と差し整中さて
と添蔵ふ中ニを附出改こ有ハ吐立し付け描
然くるの小飾きするり後代とし古時あるべき
なり実ヶ原ハ一戦後ハ必ず呑よしやとや
三成印く若年ふ古茶こし家ちゅ光を出前り
以乃秀頼を乗い天下ハ信へ一本とのこ
思ふ計りとそい又関ヶ原の戦ひ残念よし
以りて只関東の御運開かるとて出改

又云御ハ蔵之召 味方之論ハと何まさを
きこしめさるゝ是ハ前之方田中か有て〆し、
不足石二成債りてみるなり出陣をいたしまハ
石田か申分を正しく大将之人として
刑罰を定るハ論に出陣の者之被きなる
初く日を姑く 内府に對面を降治
了ゆ補座に加く形旅あしも実口なく
又云礼もなく以前之やきかくさ有なり
時分ハ歳藩の口に違月七日と計りまて

而之義ハ常に上となり
備前中納言秀家ハ備前國の主にて
大きなる處にして武勇之者なり御所に罷下る
此合戦に打負け此人ハ脇日備後路を越へ
家人ハ討死或ハ落にして伊吹山に逃入る東
方山伝にて濃州揖斐川筋に諸道を廻り
此者譜代の侍之人に付随ふ者もなく進
後ニ宇喜多一人而只一人なり彼ハ取主
都まて二人来る後徒に二三度ハ半時

年六千五尋寛平三判清和代にして
甘多八家の門なりに武勇達者あまく
謀略行生先年三尺佐清一向宗と一揆
蜂起之時和順と存宗門之頭六人と門有
しく三刹至近拂ハ旦浪人して久安妻子
家人雖彼之者は浮動家まて三千石を領して
家人ともの此家中に行生家之人々衆人と
略し進以て時此通度只壱人供与より
と野を去かぬし太守として一方の大将成

といふことも身に添ふ者ハ只壱人なりけれ
備に軍語のごとく国家乱まて忠臣者
こぞ云者ハ知まざりけるなり近藤壱人
供して濃州山之郷山里に籠居り此時ニ
たゞ中ハ栂と世の中を何君はとや又何事
四志と有しにと思ひしに壱家と申ハ壱しハ
とよ小国に遁し親族加賀之利長ハ家
男なる信而親と同じ事なりと云者二於
ろ高之藩麻しく富樫義仏ハ蜴来壱者なる

ともかり候節海上計之薩摩へ行ハ身も
安保なるへき条ニ申上まゝ道ニ落ける所の前と
江戸中逃落ける薩摩ハ遠き土地ニして
殊ニ大坂ニ不遠ハ分付るすし既ニ京都
首尾ハ任せのことのすなり秀家卿
子細はまじと江戸中時ニ逃落中ハ殊ニハ
浮多家ハ京圖と室代々ニ家領し参ハ
家康ニ日頃ニ京ニ立退しかハ所勝手ニ江戸へ
加伊ゆりくニ謀略をめぐらさと秀家卿く

如何其とも江戸在とらず思慮れ月ニ龍を
御城ニ中納言秀家と存念を以御
里ニ引(ツッテ)立退ての百姓を頼ミ大坂を
一旦のたつ津をも逃るゝも日数の後ハ京
薩摩を頼ミ後国へ隠へなど急ニはしして
多と東大坂より逃ハ江戸中迄も居を被し
其するハ有り皆と存しけれしくし引離く
有力と京家を頼くニ孫ハ大坂ニ罷在京
内大臣公をやうニ上洛ありて京都にて御座とて
是ハり

京へ名乗けり又浮田早々西国へ落行を落人
をへきなりと家臣ニ御わかれ候 従人の方々
家中なり残らずおのおの被申ニ付候ゆへハ
又腰のものハ 進藤ハ従者なりし進藤ハ本多
忠勝の方へ行き対面して 進藤ニ云ふと申者ハ
進藤浮田家の侍なりし 内府公御前ニ而
是非ニ及ばず 召捕へ 於相川ニ而
浮田殿の首を斬りて首を 落しつ
於京ニ住居致候共 其代之太刀并宗家ハ

要時宗信以 備前ニ年ニ御馬年御免
を蒙故此二品を此度献上しきり御刀
内府公へ献上也　内府公よりハ 以て誉
家臣之刀ハ家宗品ニ 度々 御譲り在候
ニ 一 譲りし上ニ 其太刀なり在之上宗家え献上
なしゆへ　内府公よりハ 被尋御手ニ入を
候ゆへ又四郎 ニ之介なり進ハとて以後
ニ之介先年侍従一腰ニ貴打たりし
其地のなり進藤 謹而存之者なり 一 其上

年も老候ゆへ此度の志ざしを遂ず國を立候
三千石を賜ひ已下にて此書之所に入る故
猶々秀家滅亡之後も〳〵此秀家不及と
云伝へ仕る秀家ハ弥慶〳〵と薩
摩に下りたり

関ヶ原軍記大全巻の十七終り

関ヶ原軍記大全巻之十八

一 中納言秀家浮浪を被免 并 本多之訴
由緒福島刑部口論之事

一 福島左衛門大夫正則屏風背落 并
伊奈備前守忠死の事

関ヶ原軍記大全巻の廿八

中納言秀家諸将を離さ并ニ本多三弥
忠勝福島刑部卿日論し事

備前中納言秀家ハ池田家白樫村天王堂
の東に入テ乃抱まて大坂へ落延んと九日ニ
筑前国ニ下り難しとして薩摩ニて
守ニ家律ハ秀家を見限りしに左右の
の而去て命を取らん止難く　内府公へ
出頭仕置の者へ申上誓言せられ家ニ与へし

事なり福嶋刑部少輔口論に及ふことの
子細ハ福嶋伊丹が婿稲葉清の名なり人多
出る佐藤為忠節句出る福嶋刑部
少輔上京之節に三条の大橋の橋を破り
佐藤為忠福嶋家人吉村可也尾
実大橋に於て傷く人死多し依て良安伊
幸多く醜風にて云ふ者あり和州引返く
福嶋慎然して山科の陣所を去し
出国に往して既に此儀相原番なり

一度これ佐藤為忠死去の後も猶便に志を
まりなり

名書に曰 謹慎ハ人に利害あるによく
成必ならず論に古語のごとし源原
東照大権現明徳のときに右あるて
弘文之語などが謹慎に事有るべき
にならくなすといへども僅に此ほど遠く
まで謹慎る事をせすに徳ある時ハ人々
智恵ハ忠義よりも好り謹となるべき

天下をもて平りとし地ハ大地の庭とし
者なし天地の利ハ皆人の智恵にあり
只今日の上までもで思ふべきなり
東照宮ハ神のごとし中ニ治世ニ萬々
なれハ稀なる萬々為劔の威力世ニ光なり
君臣道を知りて平家二百年源氏の威力を輝
せ利益にのみ富て八合建して浮田豊
死亡ありハなしと悦へり是に四万家
ハ世の中ニ広く始く其上き薩摩守

ありたり諸事の形のごとき　円府公
さへも知らいへんや今日の世上の人を係
勝ハ歳ハ皆其利益ありて乃ち必
道存をも我知りをよし　門をも負
の条何をて能く之を尽きて為ると
人須ハ合ふて至好めなるを知須
こそ上好めるを得て之くを物降
自由になるりの為り只日用に至り身
て無好法師が書物したることく

思慮していかなるすきを勤め面白き
ことを深めの利得要なり

浮田中納言秀家ハ関ヶ原より山中郷まで
落延び矢野五右衛門か宅白樫村の主理兵衛か介抱
まて辛き命を助りて九年といふ如く僕
を召連れて薩摩ニ至り本多か偏き
我身をうつて本國備前（?）より到来ハ
ハ変して能前甲斐深ふ其ご此ままの
出ハ然ると浮田殿ハ少居まへ浮田なりまま

落人の身となりて人目を忍ぶ為の笠
まふく顔を隠し薩摩ハ破れ随ひて飯を
乞食し髪を筋とを乱れ果ハ衣今は
まて日向ヨリ到りて甘く不興の体を為して
走りて薩摩の国へ到りて島津ニ参りて
浮田秀家在命ヨリ左近衛権中将忠恒の方へ
秘かを申入対面（きく由を）付かふ之を称
走庇つ[illegible]御れ徳として不審の有なり
とんえ事細々を申し述べけり浮田ハ之の

様子を申さハいとけなき人なる立花宗茂
も小身なりといへ共居城柳川へ帰住せ
此人ハ二ヶ国の大守としてうつけ人なる今兆人
のことしといへとも忠孝深くして白石まさくこの
器量を顕も後に都志賀しよしく
対面ありしきとて良将へ其浅ましなる哀猿ハ
破まてに髪子ハ艶もなくて下僕のことくから
ず昔の面影有といへとも彼労もなく色黒く
嵐のことし迯去しても流浪難儀

義弘か順木此為形を見て痛しく便也
浅ましき姿何そ天下の名立の一人として
此見なりとも無御侍分の大守いか
なれハ忠よりも少かり者の為形なり人ゝ高き
足ひたるにて流牢を枕身の某武士の情こ
相まゐへし急き哀猿を見てしたる
今日ハ身分なり浮舟を合せ以此後
只世を座く命を助り
豊ハ不知人事の国しく

正敷なりと云ふ又一説に首尾無様かくまで
頼みし秀家公ハ流浪して永くの旅路
に疲れ果たる人ハ何事とて談ふとも
なく秀家ハ薩摩に於て居たるとの様居
訛くつくありとの評判有之一応にの
乙に居けりし日ハ薩摩守の異存有り
薩摩守しるとの評判有之の後大名にを
まとふく
内府公大に御腹立井伊
直政本多忠勝榊原康政大久保忠隣

本多正信等を諸将へ召され卒忽り
申あり秀家ハ薩摩守の手へ落来りと
聞捨置などぞ定めく子細の由の
条本多正信を引出して家康事乱坐を
へきなりとて外国人へ引出し向例へ引出
ませ此儀代々に薩摩ニ列をも付本多
中務大輔忠勝思り憤り涙を流しいかよ
三河もの反ハ何も丈夫にして武士なりと
悲くありしき志の事ニ大なる術を云く

紀行なりし平将門をこそ将并盗人の
大将とし親王のなをとりハ謀に他家北面
井伊掃部頭の首ハ両目を自ら浮
首を討しものとふハ御当大刀系図なとし
盗賊ならん乙秀家ハ薩摩守ハ落人
よし江戸を行る盗賊ハ危をも合点
掃部頭か打りし門外の両将他人の
手をハ出さぬ其ほとの白昼にて
死と決せし時にも大公系打ちハ掃く

元祖将門をハ以仰しに御当を一命に
秀家をも討て大刀系図を出世に仰の
紋ハ恨ん只今浮浪薩摩守ハ打かすも
手かと誠極めと中に七時 門ニ居る
上意よ危角の業をも三年た昭日出立
江戸の所を一命とて此為を三浪の乱
たり時に公家浪人浪士今と云ふ今家公
安積志ありとて既に討付し井伊掃部
掃部大久保にも向ひも香ハ関東の老臣

として紀綱立まじと思ひけるが又
家康公にも此年頃より宇内に威ありて内大臣に
なり給ひ此先年より武威に任じ是迄ニて
天地を知り日本に在る程の神と世上あり
いひはやせ　内府公を此ニ公孫ニ天下の
御中の謀略に落しつ成就深き思ひハ
御出生薩摩へ落しけり其の御陰ん見
なくハ我つよ今は候を以て家臣為挨せり
柄は是国替へ宗家浪の者ハ落く

内府公此事を不思召に家康に告ありけれ
我力を杯として謀略を立て秀頼公を
此当家譜代なりとも先年浪人と成
天下ニ仕ふなく難義の折り深く家を
二子右を経て此に年寄子ありけり
朝夕の思ハ山のごとし尽く寸志の丈を
尽しなハ是と為り仰ハ我もなし急き
刑罰をなす深く思ふなく中にも并伊
本多榊原をはじめ其外大小立身して是れ

両將是を討て捨んと立寄る時に　家康公
大きに御感ありて敵も能く謀りて是程に
たまされたりと一生の覚へなし能く仕けり
本多忠勝ハ三河以下より老の能き
手本なりとて家康公の太刀手に入る
是に勤き逃ひて深略に落して神ん
しろ大織をあるなりて海文譜代の者かり
本多江上へしとて二万石をあつけり七十三歳
まて死せりと云又其年に慶長迄に仕

嘗て入替めなり
島津兵庫頭并老父龍伯ハ伊勢
京にて是非に従者として　内府公へ申上ケ
通り御約きにより島津か中条より公方
笑ケ条まて京を残いたる是非の子ハ聊も
今中上して只深き覚の命乞なり秀家ハ
薩摩へ逃けり深く敬て一命を
以後ハ生涯住ても何にも従ても
立まのまハ世をくはよわく御免を稀かし

まりしの従者ありり是によりて将門か方
なりける処危角のこれに仍なく又四郎の教
也ハ難得よりま再ひ中上にハいよ〳〵将門
此度將門か猶〻逆乱仍り呂秀郷の下忍
とおもひけく全身又七郎を大坂仍て家
是光に逃不定して平にて内教仍て将門に
成又七郎ハ逼塞中付名原氏ハ唯詠と
改名仍て孫縫氏を受ハ家督を譲りける
則兄を継くを以て明年に遁れ上洛して下

まてハ二ヶ年の間無事に過き清集にてくらしと云
又秀家ハ是非の命に助けて其儘としと云
度〻中上にありて秘むる将門なれは清律り中條秋
方ハ戦をせぬ気をとりて中にありて又是もあけなり
中條氏と洋定して之を追討有へきにと
中上る　円二厨出し呂ハ格別の事まて清
律孫よ家督にあり勿論あり又実と京
の戦ハ弓矢のかひたもこのなきもあり又宮の
秀家ハ少く気にありよ此度逆證比

棟梁として　家康の頭をも加へん
利長と与に謀し合せける一方の党與を
以て逆謀あらはる石田小西安国寺
同罪たるへきを以とし浅野等か
中によつて死罪一等を宥し其所に
遣へきを以て処置ありて勅命是を世に
常陸黒殿の頭しとし之とし在所に
秀家ハ加州利長の舎妹なるによつて
内密達して勅命の事を謝すといふ

詔して秀家薩摩の国より上りて来君
主計頭に預けかくて至り八丈嶋へ流して
島津父子義弘忠恒上洛して御礼
申上け旧本領安堵これあり今に
繁昌せり
詔して同府公大津三井寺に御居住の時
諸方より御賀を申上ける関要差老ハ
永井右近大夫　織部正　而屋隠岐守
山口主勘右衛門なり　道至ハ近江の寺院

不残敬礼崇奉りける加州村長と
大軍を卒して此所に来りけるより悪
充満して禁制きびしく以て洛中に入て
混雑狼藉するは京都の魚屋角倉
く所に三井寺に来りて所領を市中上下
此所　此月是の時に到りて　門跡已
此等ありて洛中如何成行なきや夫時
宿老方中上下は関東の大軍洛中を充
小充満して毎日し京洛に入来りて婦と

中者ハ皆々此何を商ひ店を開して
町中難儀無事にて此如是事安楽なりけり
昔信長入洛のごとく又為其後子々孫々不知
治まりしと思ひ市中上下武威能中
無事の其ハ住人まても中難きものと云し
下々ニ此者なく永く安穏をきるすり
是等の事を将軍家様へ上り申候
夫何人々中し大白しきぬる
京都の者ハ江戸へ来る時ハ首一の

ニ在なり又洛中まても今ニ乞食多ハ
町ニ非ず所ニより洛中の者在ても村ニ
此所なり　家康公御入国之砌
其の比ハ中ニ都ニ入る事不叶節なりとて
江戸内制札三ヶ條を出し給ひ洛中乱妨
狼藉押買竹木伐取る事を堅く制して
一条の辻ニ建る又傍ニ陣を構へ籠居し
て洛中へ入る事要害なりとて二条の
橋ニ城を築い出して　注其時の外ハ

諸武士洛中へ入る事を禁せられ其の役人ハ
伊奈備前守を以　御所ニ鉄炮組百余
騎を付て又一條橋ハ松平新太郎其代ニ
三百騎ニ山崎文市なとを以　御所洛中の入口
三ヶ所ニ別ち急度相守るへしと又　上意
なり又大坂の様子を二条ニ而とて　聖護
院の御所ニハ榊原式部太輔有直延
其外ニも本多中務太輔大勝
因府公諸入洛ニ相守る筈ニ小栗ニ

しても人をかりし 自然大坂より人数を
出さるゝにや 又洛中のこらさるを打ちらし候よ
せ打し 寛仁の小劍法 下万民安和化根元
なりけり 福島をして丈ハ去ん一万余人
山科に陣を構子形部少輔ハ雲岩宗治
又京都見物もせんと出る其供人にハ別而
民部可児才蔵大橋茂右衛門尾関石見守
なり 士卒ハ五拾人雑兵百人斗り召連
して二条の橋より行かゝる所に法度

崇寺衆当番足軽者なるに 其人も無是非
まハや高き宗門なる 馬添大橋茂右衛門
て吟味あけよくと 縄懸これにも相宗が
組と広く見え訴 門番公卒所
制禁に此為 往来の人を制すとて時
大橋いふを不仕候きをいふ者あまた丈ハ
乱妨きものゝこすこし 是ハ福島刑部少輔
なり 何進きものとやといへども聞くきけ公
せんやし 諸人まても 通さまほし 是非

危きに向ひてハ三井寺に行く古井
太閤殿判形を取り出し給へしれなき旅ハ
叶ふまじと居よといふ附に可見んと居
中ハ何事もせず福嶋か家ぶりみるふりを
引居たるを指やまと猶も追入たり伊東
御前にも不知して多と八相年にも無事にも
せずば中不知なき故ハ只く遊をまし
乃りと不知しはり御二百足軽先手八人
まさしと有るく叶ひ居かるまでといふ時に

福嶋か高足の者共何事もせずといふ人の
あるハ危きことて急ぎ掛破られしと云
三列の者共に手引足軽先に進ミて
御案内不知を少く福嶋為これどとて根藤
せハ打殺と詰あふと掛ちして掛てけり
此時足軽百人計り家常して掛を
取り足しくなだれ立ちて西ヘ福嶋か歩行士侍
二十人余りなだれ行てし勝立横に打破れ
たり此時に彼組ニ備へ引下がりまさや

喧嘩なとに及ふ難儀を打出し止む事ならず山
科へ傷り正則の前よ あしく構へ二条の橋よ
おゐて伊奈図書と申者 思慮ありて大喧
嘩を仕出されて足軽あまた打殺されけれ
はるふと是非の沙汰もなく なんぢして中々なり
福島聞て大に怒りて我身命を捨く武家
笑ヶ原先生とくして幸き残を無しし
されは子孫の後栄を思ひみちへまいり
此上ハ百年目なりとて伊奈か首り
あらんせんと言ふに打ぶ自然を握起身の
ことくなりけり吉村又右衛門是を見て二人
に密かに讃申しと言ふに打ぶ其首を取て
出し先手にけるを福島か家人に未散にして
八千余人打取けり
福島左衛門大夫正則前有屋敷共
伊奈図書中死の事
二条の橋福島か口論只仮初の事成るに
勢る旅の人かりく大勢鈎に及ひ[illegible]

井伊掃部頭を裁判ありて当座法り
正則信州ニ配に及ひけり　内府公
誠ニ押縄ニ福嶋ヲ信州清ニ移してありとて
非居正則隠ケ深くして山科の陣を構て
黒田ニ走して既ニ肩背ニ猶ふ此時伊賀
候節ニ熟偶していまた天下（テンカ）ニ定り難た
右の事として家ニせまんハ二事たなき
ニおゐてハ数を知の事なりとて黒田ニ
物福嶋ヲ安何手入て自ら害を仰く福嶋

古ニ恥して存備を既ニ三井寺ニ赴りく
ハ旅吉を中上和睦ニ充き事ニ福嶋
おのるゝ也大かやの事なり高根ニおゐ
たる二正則ハ　内三府公へ武し東り色々
味略なき所ニ安藝備後両国を領し
数之りあり去られ元和六年　福嶋家
断絶したり
或書曰高男者ハ知ニ有知者ハ为西也
の換矣ありて此男者の様ケ所を剝謀く

人ハ心をもとゝす身の大小勇なりとも家徳
なして知無一つとして一越潤ふし只其の
身の器量ある人ハ心を人をも見ずして
一越潤ふして云ひて礼譲なくしては
智ある人ハ百端にわたり何事も見ざる
所あり何事も智者が役にたゝざるなり
も謙譲して慎みとせよしかれども人を
一事ふして必ず智者に試み是れゆへ試みの
識あり是一身の上に何ゆへ叶ふ候

身をも害ふべし根元なり頼光保昌
備前守ハ三刀は山中八十人の内古浜代
ふして志は代々職になるべきものをたすけ
なりといへども
東照宮御年九歳の御時駿府へ□し守
護今川義元を頼みまかせ尾州へ出発為
しかるに今川義元討死しければ此時
初めて岡崎の城へ入らせ給ひ旧好の輩
御残る岡崎へ集り候ひけれ所領分知行相加

浅勘當ニする事ニ無調法まて兼而子
人なし此時伊奈熊蔵ハ工藤と申者ヨ
追返して此方卯者なる故熊蔵事代
官職を奪り気附無勤由仕候事也
元和二年ハ来る職を止め四又ニ民生
者ニて十二歳ハ嫡子ニなり伊奈熊蔵も
不利客ニして民俗の人なりといへとも
勘當ニ而追返ニ致ニなりてかくのことし
諸物取よ加り候といへとも嫡孫代官職離

追放して今後其ニ至所にて其師児
なりといへとも先ハ代官職ニ勘當被成
又彼所化ニ異なりて其身自分ニして
者は之なり外人の者より子孫ニ此義絶
此元祖の名跡遺遠まて嫡孫代官の勘當
を離れかたくして民俗ニなるへき事
子細もなり元武家の者とハ死をしし
て止といへり亀ノ角出の者の様りハ口ニ
死よ極り口まてハ何程よも識者ニ立而

身のなりと云ともロハ忠孝にハ命を捨る
所ニ行り此孝は伝家ある働きハ弥の
人の及ふ所にあらず後深くこれを忠孝の道
有子孫繁栄なり
殊に三条橋にて橋を破り亜らんと志る者
伊東伝蔵等下知に解りふして六郎の譜代
の兄弟に云二人云ふ者特兄弟揃て特ゆへを
云挟みなりて立帰有福岡刑部の歩行士
大手橋立寄くなりて立ち通り打倒され

逸見四郎此時口大橋藤蔵なるきまに思りて
ここまでや根藤蔵を働く何事もせよ福島の者
左を特伝にとりかりやまりと二人居手の左
刀を振り抜く兄弟を二人切伏りて二列の
者左兄弟をとらんと流石ま譜代の者あり
ひきとまりたる女しも挟撃せす桃未なれ
働き打伏たと七八千人きりくとあらい音
きつけく逸れ毫太藤蔵たるハ大生まて
人のきりしる高東にして特兄弟千本切りれ

二三十人ニ手を負せしか様かくみにかく
孫市危きに可見兼今利家か者打て
出しに太刀歩行立にて働きけるに此連
いそかしく家の切先にて敵をうけて
高を一寸さんに家の肩先腰掛子家の膝
此孫八余が殺さま見て内へ入数打しく
其実破られず孫市に伊東某等
時治は女中右衛門して義勇のへて福島か
家人桃井宗組下弟家人有

不知して接連く福島か家人々歩行立に若
者追立くり又太橋可見不知して歩行士
雑人を知しく切結ぶ某代末守此太膳
花なり孫の市又吉村又右衛門口忠義時
家の結く白川出ずて有の口を退くは時
より長刀を取の手首に家て太声揚て
保某等か首ハ比長刀に家かんと一文字に
突入く向ふ者ハ左右の腕をうけて拂い
落し或ハ生か命に打剣矢庭に六七人

雛使ゟ是を打んと可申ん大橋ニ立外
福清か家人并足軽共いさねく罷の者
を上けく切事ある伊勢守使者共并
足軽者共立て二条の方へ逃去りて中京
申し抱雛（カミ）し踏くし逃くんでとて林京
扉路に迷して又追掛んと足軽雑人を
まとめ川向小橋の方へ行んて旗抱を用
宗を仕合福島在家へ又馬を走せて
各来り仕ず拝破まゝと不知者共に乞おとと

若者共立掛りて其の縄目を切りたとき
急いやくと拝破白を子懸家ゟのごとく
ゐり今ハ往来も心易し福島ゟ下ゟ足留め
てゐんと門を去て雑の若者共あち立揃ハ
三条大橋と上不済り行伊勢守使者共ハ
まやく二条小橋あたりて立てゝ何れもせよ
福島池田ゟても此不知をばさき拝を詰る
ゐり挟霧者を打立よとと挟え打垣
抱二白挺橋隙に立並盤一時ニ打立て

走出ころまて也ここおかしく打立る橋の上より
渡り掛りたる者を左右に打倒さんと目前にて
死骸並べてけり 渡辺福が先手一千七百余騎を
従ふ者共なれば八方より是非なく忍びよりて
此時に吉村又右衛門可見て龍のごとく仏刹多倍
勇士にまてこそ義をなしたりけれ（きやう）を取て山科が
後詰にて来りて渡り越けれ橋を引ハせしと
その場にて従ひたる一条を左に来りて行長あり
用意し候て是を手に越ての有として太閤

立寄りて行長を橋の上に押し立て渡辺を
渡し候へども不成にて渡辺ハ家のごとく
行長を当りと以てとし流石に行長まて手兵
合しと押へてけり 吉村が働きて渡り切たるの武
士多くも盛しけり 節とくして渡りて行長を用
意して候ことは其事く軍の勝負に付て是より
少しも不違 福島が軍兵是に続て七八
千も河原表に渡りて候へ是まで 一手より武者は
取て隆景の下知に及ひ合争ひ桃東に原に渡て

三条の鉄炮の音を聞て出るや二条ゟ東
なり迚手勢千余人ひきくして二条河原の
押出す又軍とハ呼ばれ足軽鉄炮打せ寄来
まて鳥居の一の二の門まて押寄古堂院の東寄
よりハ本宮え大将手余人を足をつゝ三の門まて詰て
正条河原に押出し此時の二条ハ方を見ん出ハ
搦手の二の門へ入つて入又伊賀守勢備へを
本宮え搦手の二の門を寄せんと大将ヶ力を
得させ身や味方ハ右ヶ附て此時なりと

一此時鉄炮を打音搦手ハ足軽を寄せんとく
無ハ二条の兵を破りなん指揮者二人
至るに福島が一家臣なり此方にて福島が
勢ひ強く勢ひ勇ありて伊賀守か勢を目前の
敵を屈服とて風の発起がごとく乱しくと
三条の川向へ押寄伊賀守ハ力を合せ
鉄炮を打掛る本宮えも押寄せ兆加り
まて鳥方が鉄炮討て捉を立なくし
頻りに打立て此者ハ二条の搦手にて八木出し

陰よ福将勢堀へ並べくだんくより返く
お残り居たる八亮悦の勇士吉村大崎
可兄尾実七尾木二十人ともり行来れ
陰に居合り名乗とも余りよ鉄砲出房発
を上意承なり味方の鉄砲ハ皆く一揆
を引かす編ふ友死なるべきの条ふ先へ返く
足輕を立く三条の橋りハかぎり行方
居りす此度き河原を行方なりとも押将
ふ行そ居其ひたんと陥く語ま井りふ行来

を実返りり福将原村ま来ふ以前りて残りよ
ミ老臣り出而米人ハ討殺されたり伊豆守が
合隊まで批来なりて上而将会ハ本意
操束のお加りて事を分将孫りでく打破り
控居其なり急手鉄砲を立よと下知を
謀ふ軍北とくなり臣よ双方に詰く
白眼合てり徒りよ小勢とハいへとも其真操束
なり又一方ハ福将大軍なり行傾く手に痛き
戦ひハたんと兵隊を連立んて居合り此度ハ

未方広く畢竟まで中しこゝに不残を
嫉妒難し雑混まて此外相続不和續
して福徳の人は仕方をもつて中合さるれ
佛よ天魔の所業なるや諸仏福徳の
因に対して今更此代の祖師の御法宗
なし以後は法の道理を知るものにて三井寺
へて此法を中福徳なるを大きなりけり
此古人の口上一篇の後にはたゞ掛も家人報多
諸生中に生涯は伊奈信前当まてよろく

信前当まで法義を定めしとき其事をしるべく
此は法を知るべき中にかの其の事まで深く
最後尼僧をおして信心よりよく信心
有人々しき相なり叶かる井伊家の御出政
急き此所へ一議にて屋敷より久敷して
言ふ者は福徳の命を是非に論せず
俗世間に入よと信前当は一切の法にを
事たゞ其より（ ）に福徳はありてまてき
言ふ身に表る矢の如法言部外在り

雑人にもせよ家人余多討殺されたる
上ハ法様浅くもしまふよもの匿し当之
敵ハ狼藉者なれハ之を傍人様にハ伝し
とかく多勢に向ひ可き由に直政之老臣
本役者ハ大切にして勢保多くおゐて
掃部頭之軍兵ハ狼藉者を散々に突く
伊家をかくまて時刻に井伊掃部と知て八
然るを返く廻きつかれしと井伊の蝿見て乱れ
高宗へ之狼藉に揮立軍兵共ハ集ひ

たり是を見んこ屋敷も切者成りし人なれハ
梅ハ直政ハ様浪ハ深く行ハ宜しく猶便
行く手深へしとて所々所に浪を引合て
向子の狼藉ハ敵なし人もなし式部直政ハ
狼藉者に向ひ井伊ハ某葉陰桜に桐立
下中条時に彦根ハ然士を返けるハ伊家
退散して掃部頭も見つけ相手もし
なきに論なくなきつゝもしわらは狼藉し
是非に不及軍勢を催して山林に引退

く此時若を待く傍若ハ又特を結ひ
して始のごとく書前を携へて花籠を机へ
患く掬藻してよく注目を改めて
此台を安田ニ三井寺へ（注意を替伴
若党も山科ニ海陸を本多林泉に禅を
元の席へ退く此為ニ台も安田ニ三井寺へ
注意を正まことゝ宮前方の大喧嘩なり
前く二刻ハ山科ニ海りて気形類の
ますして此家のり狗ニ世有りてたとへ

滅亡されとて一旦係ニ若くも益きニ
何ぐを傍若ちを中清く手討して
後ハ世ありまへきとて三井寺へ謀謝ニ
西のぶ王位若ハ大婆言葉なり支て
此度婚取ア十個浴中ニ参り以若洋家
傍若ちを理ニ者の信義まて東の
手と若様人ニ的打殺以条ん外此事して
たとへ甲でも人ハ路有左福殿ニ二刻の婚
ふれて一礼て申ニ机ニ二歩行仕有まて

此時上ハ伊奈備前守一向一揆に味方
いたし　浪人となりて此地を去り上ハ
黄泉ニ趣きしを顧みす中にて此度若
年ハ其ハ伊奈刑部ニ切腹させ一向一揆八ツ
先を抜ニなし山に落り中此とまりた
只ハ切腹の刑罰の仕方をかけりし處
中程なり又三日に至りて浮福に向けり
三度を越りに扣置　同ニ府公に拝謁
換ら福島事ニ僅に軍功に今日寄合速挂

手に人もなみなる中条孫七と此度若
難儀を被る梅福太き事に答へ此上ハ是非ニ
御遠家人に加え其方家人に可被出立く
山科を引拂ひ山越へに上田の浦を引取り
此所ニ陣営を構へ幕をおろして宮
内府公を待受ける所なり是非のお召
此所に至るとかく此節一条の様に拝諾
伊奈備前守を生捕刑罰して其三弁を
拝領す福島を被て根の一矢一つ作之

とつ当国意志きりなり　円に居云ハ付る事を
守る所を非なる福禄が逆心一揆の旗を上ぐ
和君り無居付台　秀忠公和孫なり也ハ
此度関ヶ原一戦ニ御発向なき所謂義直台
と集是非ニ討手を二代付福禄を守る天命ハ
討果して其の御影にしハ台　円居云く
上台ニハ必ず左居の首をとり天下定乱
之衛なり今目前大坂の端ニ毛利増田の
大軍有り又西国ニハ福禄を始め数角を

並ぶ又関東ニハ上杉佐竹等く諸家の
いきおひ有り石田少ヵ安国寺長束長盛
家継之執政口是也数ニ有りすハ去る諸方
志れず今福禄数となるハ甚危く奈で
諸方蜂起せし謀叛内又子細色難と
いふなり右諸臣もきとも亦来るり
御身ハ福禄ハ堂々勝り終よくして世事
いかなるんとすり識ニ危き時節なり
然るに軍家ハ備前ニハ福嶋の割拠し給

一、少年ゟ大きに驚き一人の指に世母の
伴侶の託りハ是皆未迄ニ中くも事にて
たり近に　公にも而かふなくさるにたし
今福富ゟ何程よ能いけ中ヵ果を福禄寿
其後ハ歳月の変化として何の役十すて又花
なきよおゐてハ既に大乳にの有し今宵ゟ米
の一銭衛に而待利こと上にて福禄の乳をな
きハ是数を立有と　危角ニ一人命を立
つれハ　門ニ屏云と此あよ福富一生

涯忠義を立るへしとて一紙の書遺して
外帰る能々お為し此朝子ニ至り
三井華ハ其上より出とそ秋中急き是白地
福富の陳而之行　吉村又太夫に対面しく
中ハ行り来りの事にて大福富刑部と口論
在ニ則り今来て中ニ安の仮也　門ニ屏云の
是名八寸之金福禄屋の御き之忠義を立て
四ヶ所の所ニ什附ハ一是北斉背に名り
又乳を預の利あり　四ヶ条に於ても福富屋の

陣へ臨み捨身一度任ニ存寄ニ而ハ給然男
仏者忠孝を闕公中々今日恨をまじ
身へと中達し經十文字に切く死ある事
極楽ゆく大きな恥く二井寺の方と淨
礼して極く　円府公の思慮を極ハ
方ある器と御款對せんとせし身謀り入りて
此上ハ極楽の御庭ニ而御迷一言ニ而打寄て奔
大海可見一庭へ突ホ凡人方便にて二井寺へ
身く必定中上る　円府公よりハ先達く

仏者の言を上讀せしめ給ひ子細ありと
いへとも佛家の大死の外ニなる人をまする義よ
思召く何事なく御礼を迄に其世事へ此後
別儀なく大き成事の様といへとも御内々ハ
御残念の御合を中國の大名ニ而孔子方と
いへとも修身ハ御迷ニ而依く御絶ある時の
一ヶ条此御智とをなりたり又仏者の金言
円府公御方便に思召といへとも以てへなき者
なりたとへ極楽ゆくとき行人誹へ中せハとて
く

譜代の家士主人に離れんや又伝おち
三条之橋をちるハ都に何とす我か下知之
守りハ家人の士方なりちちによろしく口論之
節も越度なし能々身を捨し
家康ハ拝先をかぶりし母竟のこときに
勇のけしる男なり武ての利うときなり
従能とお蔵方上ハ旅武に出遠なり
生合振之御直態振を奉書之返め蔵石
まて出西三方り能子に御役大久保石方んち

慶長十八年に死之其仏様石乃んちハ私曲
露顕ニ上逆謀之義委細
上聞に達し　嫡子藤十郎二男外記刑死
せらるべき旨其書御役として加番比事
提候に来りけり死たりとも父ハ大旨
にかくて御役に免なり役料五千俵
なりけり家お方に御昌なり其後旧
家ミ今繁栄なり

くん

関ヶ原軍記大全巻の七八終